

た ま し し ょ う し ゃ さ べ つ か い し ょ う し え ん ち い き き ょ う ぎ か い
多摩市障がい者差別解消支援地域協議会について

1 目的 (法第 17 条第 1 項)

しょうがい りゆう さべつ かん そうだんおよ とうがいそうだん かが じれい ぶ しょうがい りゆう
障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由
とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うこと。

2 協議内容 (条例第 13 条第 2 項)

- (1) さべつ かいしょう ひつよう とりくみ けんとうおよ ていげん かん じこう
差別を解消するために必要な取組の検討及び提言に関する事項
- (2) じょげんまた かん じこう
助言又はあっせんに関する事項
- (3) さべつ かいしょう ひつよう しさく じっしじょうきょう かくにんおよ みなお ていげん かん
差別を解消するために必要な施策の実施状況の確認及び見直しの提言に関する
事項
- (4) (1)~(3)のほか、さべつ かいしょう ひつよう とりくみ こうかてき えんかつ おこな ひつよう じこう
差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため必要な事項

3 協議会の委員構成等について (条例第 13 条第 3 ~ 5 項、規則第 12 条)

- しょう しゃ ふくし いりよう きょういく しゅうろう た しょう しゃ じりつ しゃかいさんか かんれん
障がい者、福祉、医療、教育、就労その他の障がい者の自立と社会参加に関連する
ぶんや じむ じゅうじ かたまた とうがいぶんや しきけん ゆう かた たしちょう ひつよう みと ほう
分野の事務に従事する方又は当該分野に識見を有する方、その他市長が必要と認める方
で構成
- いいんすう にんい
委員数：15人以内
- にんき ねん
任期：2年
- きょうぎかい いいん しょくむじょうし え ひみつ も また ふとう もくてき りよう
協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に利用してはなら
ない。その職を退いた後も同様。

4 会長・副会長について (規則第 13 条)

- きょうぎかい かいちょうおよ ふくかいちょう お きょうぎかい いいん ごせん けつてい
協議会に会長及び副会長を置き、協議会の委員の互選により決定する。
- かいちょう きょうぎかい だいひょう かいむ そうり
会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- ふくかいちょう かいちょう ほさ かいちょう じこ また かいちょう か しょくむ
副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務
を代理する。

さんしょうじょうぶん
【参照条文】

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）
(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 (略)

- 多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例
(協議会)

第13条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

第17条第1項の規定に基づき、協議会を設置する。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 差別を解消するために必要な取組の検討及び提言に関する事項
- (2) 第11条に定める助言又はあっせんに関する事項
- (3) 差別を解消するために必要な施策の実施状況の確認及び見直しの提言に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため必要な事項

3 協議会は、障がい者、福祉、医療、教育、就労その他の障がい者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事する者又は当該分野に識見を有する者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する委員をもって組織する。

4 協議会の委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

○ 多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例
施行規則

(協議会の委員数)

第12条 条例第13条第3項の規定により協議会を組織する委員の数は、15人以内とする。

(協議会の会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長を置き、協議会の委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。